

## 路側防護柵設置工の施工における出来形確保対策について（運用）

防護柵設置工の施工においては島根県公共工事共通仕様書（以下「共通仕様書」とする）第3編土木工事共通編第2章一般施工第3節共通的工種2-3-8路側防護柵工及び「防護柵設置工の施工について」（平成20年12月22日付け技第474号）に基づき実施しているところですが、今般国土交通省の「防護柵設置工の施工における出来形確保対策について」の改定に伴い「非破壊検査による鋼製防護柵の根入れ長測定要領（案）」（以下「測定要領（案）」という。）を下記により路側防護柵工（土中埋込み式）の出来形確保対策として実施することとしましたので適切に対応して下さい。

なお、本運用は平成25年4月1日から適用し、「防護柵設置工の施工について」（平成20年12月22日付け技第474号）は廃止します。

### 記

#### 1. 監督職員への協議の徹底

受注者が防護柵を設置する際に、障害物がある場合などは、監督職員と協議しなければならないことについて、受注者に対して遺漏の無いよう周知徹底を図ること。（土木工事共通仕様書第3編土木工事共通編第2章一般施工第3節共通的工種2-3-8路側防護柵工 参照）

#### 2. 出来形管理

防護柵支柱の根入れ長確保のための出来形管理は、非破壊試験による出来形管理ならびに、施工本数が小規模の場合（概ね10本程度）はビデオカメラ撮影による出来形管理（全数管理）を基本とする。

なお、非破壊試験による出来形管理となる場合において以下の場合には、監督職員と協議の上ビデオカメラによる出来形管理とすることができる。

- （1）防護柵が測定要領(案)の適用範囲外の場合
- （2）受注者が測定機器を調達できない場合
- （3）測定機器が測定要領(案)で定める性能基準を満たさない場合
- （4）非破壊試験による出来形管理が妥当でないと判断される場合
- （5）その他非破壊試験によって出来形管理ができない場合

施工本数が小規模の場合においては監督員との協議により、ビデオカメラ撮影による出来形管理にかえて監督員等による全数建込状況立会、または非破壊試験による出来形管理ができるものとする。

## 2-1. 非破壊試験による出来形管理

### (1) 受注者による出来形管理

受注者は、測定要領（案）に基づき日常の施工管理を実施する。

なお、非破壊試験に要する費用は、別途技術管理費に積み上げ計上する。

ただし、施工本数が小規模の場合において、受注者が非破壊試験による出来形管理を望んだ場合は、技術管理費用の計上は行わないものとする。

### (2) 監督職員による確認

監督職員は、測定要領（案）に基づき防護柵の根入れ長が適正に確保されていることを確認する。なお、出来形について疑義が生じた場合は、受注者に対し事実関係の確認を行うこととする。

### (3) 検査職員による検査

検査職員は、測定要領（案）に基づき検査する。その結果、防護柵の根入れ長に疑義がある場合は、工事請負契約書第32条に基づき支柱の引き抜きによる破壊検査を行う。

### (4) 完成後における発注者の抽出による出来形確認

検査職員は竣工検査終了後、非破壊試験による出来形管理で管理対象外となった防護柵支柱に対し、抽出により非破壊試験器による出来形確認検査を行う。

この場合、検査対象となった箇所の施工者は検査に立ち会うこととし、その結果、防護柵の根入れ長に瑕疵があった場合は、工事請負契約書第45条に基づき発注者は受注者に対し修補を請求するものとする。

## 2-2. ビデオカメラによる出来形管理

### (1) 受注者による出来形管理

受注者は、防護柵の根入れ長が適正に確保されていることが確認できる（建て込み時の施工状況、若しくは根入れ長の測定状況等）をビデオカメラにより全本数分を撮影する。監督職員の請求があった場合はその撮影記録及び設計図書に示した出来形を満足していることを証明した書面（別紙1）を提示するとともに、完成検査時に提出するものとする。

なお、ビデオ撮影に要する費用は、現場管理費の率に含まれる。

### (2) 監督職員による確認

監督職員は、上記（1）に基づき請負者から提出された映像により、所要の埋込み長が確保されていることを全本数確認するものとする。なお、出来形について疑義が生じた場合は、請負者に対し事実関係の確認を行うものとする。

### (3) 検査職員による検査

検査職員は、提出された書面（別紙1）を確認する。また、必要に応じて映像記録により防護柵の根入れ長が確保されていることを確認することができる。

その結果、防護柵の根入れ長に疑義がある場合は、契約書第32条に基づき、支柱の引き抜きによる破壊検査を行うものとする。

## 2-3. 監督職員による全数建込状況立会

### (1) 受注者による出来形管理

防護柵支柱の施工数量が小規模で、監督職員と施工工程の調整を行い監督員等の立会承諾を得た場合には、監督員等の全数建込状況立会に変えることができるものとする。

なお施工工程上、監督職員の承諾が得られない場合は、ビデオカメラによる出来形管理、又は非破壊試験による出来形管理とする。

### (2) 監督職員による確認

監督職員は、受注者より施工工程資料により、防護柵の全数建込状況立会の申し出があった場合には、立会日時等の調整が可能な場合は監督員等による防護柵支柱の全数建込状況立会を実施するものとする。

なお、日時調整等により監督員等による立会が困難な場合には、受注者に対しビデオカメラによる出来形管理を指示し、その場合については受注者は「ビデオ撮影による出来形管理」とする。

また、受注者より非破壊試験による出来形管理の申し出があった場合には、それを認めるものとする。

(別紙1)

## 施 工 確 認 書 (案)

工事名 \_\_\_\_\_

確認者 \_\_\_\_\_

路側防護柵工（土中埋込み式）の施工について、社内検査の結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他の契約図書に示された品質、出来形を確保していることを確認しました。

また、防護柵の所要の埋込み長が確保されていることが確認できる状況（建て込み時の施工状況、若しくは埋込み長の測定状況等）をビデオカメラにより全本数分を撮影した資料（ビデオテープ等）を提出いたします。

平成 年 月 日

受注者 住所

氏名

(※施工確認者については、「品質証明員」が行うものとする。但し、品質証明制度を適用していない工事については「主任（監理）技術者」が行うものとする。)

## 特記仕様書

### 路側防護柵（土中埋め込み方式）の施工に関する特記仕様書等

防護柵設置工の施工においては島根県公共工事共通仕様書（以下「共通仕様書」とする）第3編土木工事共通編第2章一般施行第3節共通的工種2-3-8路側防護柵工に基づくが、土中埋め込み式の防護柵（以下「防護柵」とする。）の支柱埋め込み深さの出来形管理確保のため下記の施工管理を実施すること。

#### 1. 監督職員への協議の徹底

受注者が防護柵を設置する際に、障害物がある場合などその施工に支障がある場合は共通仕様書の規定のとおり監督職員と設計図書に関しては必ず協議すること。

#### 2. 防護柵設置工における出来形確保対策について

- 1) 受注者は、防護柵設置工の出来形管理方法について、防護柵設置工着手前に監督職員と協議しなければならない。
- 2) 受注者は、支柱の建て込み時に現地の状況等により建て込みが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
- 3) 受注者は、防護柵の所定の根入れ長を確保するため、非破壊試験による出来形管理、ならびに施工本数が小規模の場合（概ね10本程度）はビデオカメラ撮影による出来形管理（全数管理）を基本とする。  
なお、非破壊試験による出来形管理の場合となる場合において以下の場合には、監督職員と協議の上ビデオカメラによる出来形管理とすることができる。

- ① 防護柵が別添「非破壊試験による鋼製防護柵の根入れ長測定要領（案）」（以下「測定要領(案)」という。）の適用範囲外の場合。
- ② 受注者が測定機器を調達できない場合。
- ③ 測定機器が測定要領(案)で定める性能基準を満たさない場合。
- ④ 非破壊試験による出来形管理が妥当でないと判断される場合。
- ⑤ その他非破壊試験によって出来形管理ができない場合。

施工本数が小規模の場合においては監督員との協議により、ビデオカメラ撮影による出来形管理にかえて監督員等による全数建込状況立会、または非破壊試験による出来形管理ができるものとする。

#### 4) 非破壊試験による出来形管理

測定要領（案）に従い施工管理を実施する。

なお、非破壊試験に要する費用は別途技術管理費に積み上げ計上する。

又、発注時非破壊試験費用を見込んでいない場合、監督職員と協議のうえ非破壊試験による出来形管理を行うこととした場合は設計変更の対象とする。

ただし、施工本数が小規模の場合において、受注者が非破壊試験による出来形管理を望んだ場合は、技術管理費用の計上は行わないものとする。

5) 完成後における発注者の抽出による出来形確認

検査職員は竣工検査終了後、非破壊試験による出来形管理で管理対象外となった防護柵支柱に対し、抽出により非破壊試験器による出来形確認検査を行う。

この場合、検査対象となった箇所の施工者は検査に立ち会うこととし、その結果、防護柵の根入れ長に瑕疵があった場合は、工事請負契約書第45条に基づき発注者は受注者に対し修補を請求するものとする。

6) ビデオカメラによる出来形管理

受注者は、防護柵の根入れ長が適正に確保されていることが確認できる状況（建て込み時の施工状況、若しくは根入れ長の測定状況等）をビデオカメラにより全本数分を撮影する。監督職員の請求があった場合はその撮影記録及び設計図書に示した出来形を満足していることを証明した書面を提示するとともに、完成検査時に提出するものとする。

なお、ビデオ撮影に要する費用は現場管理費の率に含まれる。

①支柱建て込み前の根入れ長測定状況

②支柱建て込み直前(機械セット時)から建て込み完了まで連続撮影

なお、撮影したビデオテープ等の記録媒体は施工確認書(別紙12様式-1)とともに監督職員へ提出する。

7) 監督職員等による全数建込状況立会

防護柵支柱の施工数量が少量で、監督職員と施工工程の調整を行い監督職員の立会承諾を得た場合には、監督員等の全数建込状況立会に変えることができるものとする。

なお、施工工程上、監督職員の承諾が得られない場合は、ビデオカメラによる出来形管理とする。

また、受注者より非破壊試験による出来形管理の申し出があった場合には、それを認めるものとする。

3. これらに定められていない場合は、監督職員と協議する。

附則

この特記仕様書は平成25年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

島根県における路側鋼製防護柵の根入れ長出来形管理手法フロー

